

堺市公告第141号

令和5年2月17日付け堺市公告第123号により公告した堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業に係る事業計画の縦覧について、次のとおり訂正する。

令和5年2月21日

堺市長 永藤英機

訂正箇所	訂正内容	
公告文	訂正前	なお、同法第20条第2項の規定により、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和5年3月16日までに堺市長に意見書を提出することができる。
	訂正後	なお、同法第20条第2項の規定により、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和5年3月17日までに堺市長に意見書を提出することができる。
2 縦覧期間	訂正前	令和5年2月17日から同年3月2日まで
	訂正後	令和5年2月17日から同年3月3日まで